	別記様式3	令和7年	度 指名停止等の過	<b>軍用状況-</b>	-覧表			
番号	業者名	本社所在地	指名停止期間		措置要領適用条項	該当事項	指名停止の理由	指名停止地域
42	(株) ジェイアール東日本企画	東京都渋谷区	7年11月11日 から (9ヶ月)	8年8月10日	別表第2第15号	不正又は不誠実な行為	当該業者は、国土交通本省及び観光庁が令和 5年度に交付した補助金2件に関して、実際の 従事状況に基づくことなく算定した人件費を、当 該補助金交付のため必要な実績報告書等に虚 偽の記載を行い、国土交通本省等に提出し補 助金を過大に請求していた。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
41	(株) 中央技術コンサルタンツ	東京都新宿区	7年10月24日 から (3ヶ月)	8年1月23日	別表第2第8号(1)	公契約関係競売等妨害又 は談合	和7年8月8日、仙台地方検察庁に公契約	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
40	(株)八木運送	熊本県熊本市	7年10月15日 から (1ヶ月)	7年11月14日	別表第2第15号	不正又は不誠実な行為	当該業者の代表取締役(当時)が、架空の資産を計上するなどして、消費税及び地方消費税計2,700万円を脱税したとして令和7年7月18日、熊本地方検察庁に消費税法違反の罪で起訴された。	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
39	株式会社大達土木	東京都江戸川区	7年10月6日 から (2ヶ月)	7年12月5日	別表第2第13号	建設業法違反行為	系図について、事実と異なる施工体制台帳及び	東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千 葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、 長野県、新潟県
38	丸浜舗道株式会社	山梨県甲府市	7年10月6日 から (1ヶ月)	7年11月5日	別表第2第13号	建設業法違反行為	当該業者は、山梨県から請け負った主任技 術者を工事現場に専任で置くことが必要な 工事において、配置した主任技術者を、別 の甲府市上下水道局から請け負った 2 件の 工事に、工期が重複しているにもかかわらず 配置に施工に当たらせていた。このことが、建 設業法第 2 6 条第 3 項の規定に違反し、 同法第 2 8 条第 1 項本文に該当するとし て、令和7 年5 月9 日、山梨県知事から 指示処分を受けた。	東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県
37	株式会社ティーバランス	東京都足立区	7年10月6日 から (1ヶ月)	7年11月5日	別表第2第13号	建設業法違反行為		東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県
-								<u> </u>

	別記様式3	美式3 令和7年度 指名停止等の運用状況-		-覧表				
番号	業者名	本社所在地	指名停	止期間	措置要領適用条項	該当事項	指名停止の理由	指名停止地域
36	小池建設株式会社	長野県飯田市	7年10月6日 か (1ヵ		別表第2第15号	不正又は不誠実な行為	当該業者及び代表取締役(当時)が、令和5年7月10日、「飯田市維持修繕工事の現場において発生した労働災害について、飯田労働基準監督署長へ労働者死傷病報告書の提出を怠り、労働安全衛生法違反で略式起訴され令和7年4月23日、飯田簡易裁判所から罰金刑(20万円)の略式命令を受けた。	東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、 長野県、新潟県
35	株式会社佐武建設	岩手県陸前高田市	7年9月26日 か (2通		別表第1第8号	安全管理措置の不適切によ り生じた工事関係者事故	当該業者は、令和4年12月8日、岩手県土地開発公社発注の造成工事現場内において、汚水管設置のために掘削した溝の中で作業を行わせる際、地山の崩壊等による危険を防止するための措置を講じなかったため、掘削した法面の土砂が崩壊し、崩壊した土砂に労働者が巻き込まれ、その約1ヵ月後に死亡する事故を起こした。このことにより、令和7年2月12日に同社社員が労働安全衛生法違反で罰金の有罪判決を受け、同年2月27日に刑が確定した。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県
34	株式会社緑研	熊本県熊本市	7年9月19日 か (1ヵ		別表第2第15号	不正又は不誠実な行為	当該業者の代表取締役は、2020年9 月期の確定申告で、架空の外注費を計上 するなどして所得約1億3500万円を隠 し、法人税と地方法人税計約3300万 円を免れたとして、令和7年7月18日、 熊本地方検察庁に法人税法違反の罪で起 訴された。	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
33	株式会社石川組	秋田県鹿角市	7年9月5日 か (1ヶ		別表第2第15号	不正又は不誠実な行為	当該業者の現場代理人は、秋田県鹿角市が発注した解体工事現場において、下請事業者である大館桂工業株式会社と共謀して虚偽の内容の労働者死傷病報告書を大館労働基準監督署に提出した。このことにより、令和7年4月21日に労働安全衛生法違反の疑いで書類送検され、令和7年6月24日、現場代理人に対し罰金20万円の判決が確定した。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田 県、山形県
32	大館桂工業株式会社	秋田県大館市	7年9月5日 か (1ヵ		別表第2第15号	不正又は不誠実な行為	当該業者の現場代理人は、秋田県鹿角市が発注した解体工事現場において、元請事業者である株式会社石川組と共謀して虚偽の内容の労働者死傷病報告書を大館労働基準監督署に提出した。このことにより、令和7年4月21日に労働安全衛生法違反の疑いで書類送検され、令和7年6月24日、当該業者に対し罰金20万円、現場代理人ほか2名に対し罰金10万円の判決が確定した。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田 県、山形県
31	株式会社 A D K マーケ ティング・ソリューションズ	東京都港区	7年9月5日 か (2ヶ		別表第2第5号	独占禁止法違反行為	当該業者は、令和7年6月23日、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック・競技大会組織委員会が発注する東京2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案業務等に関し、公正取引委員会より独占禁止法第3条の規定違反の認定を受け、排除措置命令を受けた。	東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県
30	株式会社小又建設	青森県上北郡	7年9月5日 か (1ヵ		別表第2第15号	不正又は不誠実な行為	当該業者の取締役副社長は、福島県耶麻郡磐梯町の太陽光発電所の造成工事で発生した木〈ず約56,3トンを敷地内に不法に投棄したとして、令和7年7月2日、福島県警察猪苗代警察署に廃棄物処理法違反の疑いで逮捕された。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県

	別記様式3	令和7年	度 指名停止等の運用状	兄一覧表			
番号	業者名	本社所在地	指名停止期間	措置要領適用条項	該当事項	指名停止の理由	指名停止地域
29	多野産業株式会社	群馬県藤岡市	7年8月8日 から 7年11月7 (3ヶ月)	別表第2第10号	公契約関係競売等妨害又 は談合	当該事業者の代表取締役は、令和6年6月ごろ、群馬県藤岡市が発注した公共工事の一般競争入札を巡り、非公開の最低制限価格を藤岡市副市長か5月したとして、令和7年5月13日、群馬県警察に官製談合防止法違反と公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕された。	玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木 県、山梨県、静岡県、長野県、新潟
28	株式会社ピロセ	大分県大分市	7年8月8日 から 7年12月7 (4ヶ月)	引 別表第2第10号	公契約関係競売等妨害又 は談合	当該事業者の代表取締役及び取締役が、 大分市が令和6年5月に行った除音業務 委託の指名競争入札をめぐり、元大分市 議会議員から複数案件の予定価格を聞い た上で入札に参加したとして、令和7年5 月23日に公契約関係競売入札妨害の 容疑で大分県警察に逮捕され、55代表取 締役が令和7年6月13日に大分地方 検察庁に起訴された。(取締役は不起 訴)	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、芥葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都所、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
27	関東建設工業株式会社	群馬県太田市	7年8月8日 から 7年10月7 (2ヶ月)	引表第2第8号(1)	公契約関係競売等妨害又 は談合	当該事業者の営業部長は、群馬県桐生市が発注した新庁舎建設工事において、一般 競争入札の条件が自社に有利になるように 入札公告案を修正させたとして、令和7年 6月19日、埼玉・群馬県警察合同捜査 本部に公契約関係競売入札妨害の容疑で 逮捕され、令和7年7月9日、さいたま地 方検察庁に公契約関係競売入札妨害の 罪で起訴された。	東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、 千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静
26	株式会社グンエイ	群馬県太田市	7年8月8日 から 7年11月7 (3ヶ月)	別表第2第10号	公契約関係競売等妨害又 は談合	市が発注した新庁舎建設工事において、一般競争入札の条件が自社に有利になるよう に入札公告案を修正させたとして、令和7 年6月19日、埼玉・群馬県警察合同捜 査本部に公契約関係競売入札妨害の容	玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大府、
25	株式会社ライムイシモト	長崎県諫早市	7年8月7日 から 7年11月6 (3ヶ月)	别表第2第13号	建設業法違反行為	成工事高を計上し審査を受けた。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該 当するとして、令和7年6月13日長崎	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、芥城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都町、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
24	ランゲート株式会社	京都府京都市	7年7月28日 から 7年8月27 (1ヶ月)	引表第2第15号	不正又は不誠実な行為	当該業者の元社長及び元役員は、令和 4年4月、厚生労働省から同社が令和3 年度に受託した「就業環境整備・改善支援 事業」の費用を水増しして同省に報告し、概 算払いで事前に受け取った委託費3億6 300万円のうち、返金すべき余剰金約4 160万円を詐取した疑いがあるとし、令 和7年6月11日、詐欺容疑で警視庁に 逮捕された。	東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県
23	パナソニック株式会社	大阪府門真市	7年7月18日 から 7年8月17 (1ヶ月)	引表第2第13号	建設業法違反行為	当該業者は、建設業法第7条第2 号及び建設業法第15条第2号の規定 に違反して、資格要件を満たさない者を 営業所の専任技術者として配置していた ことが、同法第28条第1項本文に該当 すると認められるとして、令和7年1月31 日付けで建設業許可部局(関東地方 整備局)より指示処分を受けた。	葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、 長野県、新潟県、富山県、石川県、福井 県 岐島県 愛知県 三番県 京都府 大
22	パナソニック産機システムズ 株式会社	東京都墨田区	7年7月18日 から 7年9月17 (2ヶ月)	引表第2第13号	建設業法違反行為	当該業者は、建設業法第26条第1 項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1 項第2号に該当すると認められるとして、令和7年1月31日付けで建設業許可部局(関東地方整備局)より、22日間の営業停止処分を受けた。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、

	別記様式3	令和7年	度 指名停止等の運用状況-	-覧表			
番号	業者名	本社所在地	指名停止期間	措置要領適用条項	該当事項	指名停止の理由	指名停止地域
21	パナソニック関東設備株 式会社	群馬県前橋市	7年7月18日 から 7年9月17日 (2ヶ月)	別表第2第13号	建設業法違反行為	当該業者は、建設業法第26条第1 項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたこが、同法第28条第1 項第2号に該当すると認められるとして、令和7年1月31日付けで建設業許可部局(関東地方整備局)より、22日間の営業停止処分を受けた。	東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千 葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、 長野県、新潟県
20	パナソニックマーケティング ジャパン株式会社	大阪府大阪市	7年7月18日 から 7年10月17日 (3ヶ月)	別表第2第13号	建設業法違反行為	当該業者は、令和7年1月31日付けで建設業許可部局(関東地方整備局)より以下の処分を受けた。 ①建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項等停止処分を受けた。 ②建設業法第7条第2号及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当ると認められるとして、指示処分を受けた。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
19	パナソニック環境エンジニア リング株式会社	大阪府吹田市	7年7月18日 から 7年10月17日 (3ヶ月)	別表第2第13号	建設業法違反行為	当該業者は、令和7年1月31日付けで建設業許可部局 (近畿地方整備局) より以下の処分を受けた。 ①建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格 要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に 配置がある。 記述第28条第1項第2号に該 当すると認められるとして、22日間の営業停止処分を 受けた。 ②建設業法第7条第2号及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさい者を営業 所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、指示処分を受けた。	東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛田県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
18	パナソニック E Wエンジニア リング株式会社	大阪府大阪市	7年7月18日 から 7年10月17日 (3ヶ月)	別表第2第13号	建設業法違反行為	当該業者は、令和7年1月31日付けで建設業許可部局 (近畿地方整備局) より以下の処分を受けた。 ①建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たなない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22 日間の営業停止処分を受けた。 ②建設業法第7条第2号及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、指示処分を受けた。	富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈 良県、和歌山県、滋賀県
17	大成産業株式会社	青森県青森市	7年7月4日 から 7年10月3日 (3ヶ月)	別表第2第3号(イ)	贈賄	当該業者の代表取締役及び同社社員は、秋田県が発注した道路補修工事及び道路・河川維持管理業務委託を巡り、同県職員が大成産業に対し下頭を変したとしてきるようにした見返りに現金を渡したとして、令和7年4月26日、秋田県警に贈賄の容疑で逮捕された。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
16	関電ファシリティーズ 株式会社	大阪府大阪市	7年7月4日 から 7年11月14日 (3ヵ月+6週間)	別表第2第13号	建設業法違反行為	当該業者は、大阪市内の複数の民間発注の工事において、建設業法第26条第1項の規定に並に以抜修を定の受 検に際し虚偽の実務経験の延明を行うことによって不正に資 権を取得し、資格要件を満たさない者を主任技術者として工 事現場に位置したこだ、建設業法第28条第1項第2号に 該当多をして、11日間の営業件に処分を受けた。 また、経営規模等評価の申請において、建設業法第27 条の26第2項から第4項までの規定に違反して、当該申請 最及があ付業的は対検を変や民態、虚偽の実務経験 の延明を行うことによって不正資格を取得しため、当該資 材が証する技術的思力を含むいませる。 前が能力を有する者であるとの記載をしたことが建設業法第 28条第1項柱標に該当するとして、指示処分を受けた。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、 群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、 山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三 重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長 崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
15	株式会社KANSOテ クノス	大阪府大阪市	7年7月4日 から 7年9月3日 (2ヶ月)	別表第2第13号	建設業法違反行為	当該業者は、施工管理技術検定試験に係る実務 経験において不正を行い、実務経験を充足しない者が 資格を取得していたことが判明したため、国土交通大 臣より技術検定の合格取消が行われた。当該取消を 受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置して いたほか、不適格者を営業所の専任技術者として配置して いたほか、不適格者を営業所の事任技術者等として で配置していたこが建設業法別28条第1年次 及び同項第2号に該当するとして、近畿地方整備局 より指示処分及び22日間の営業停止処分を受け た。	富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈 良県、和歌山県、滋賀県

	引記様式3 令和7年度 指名停止等の運用状況-			一覧表					
番号	業者名	本社所在地	į	指名停止期間	l	措置要領適用条項	該当事項	指名停止の理由	指名停止地域
14	株式会社かんでんエン ジニアリング	大阪府大阪市	7年7月4日	から (3ヶ月)	7年10月3日	別表第2第13号	建設業法違反行為	当該業者は、施工管理技術検定試験に係る実務 経験において不正を行い、実務経験を充足しない者が 資格を取得していたことが判明したため、国土交通大 臣より技術検定の合格取消が行われた。当該取消を 受け、建設業法第31条に基づ級者を被以近結 果、不適格者を営業所の専任技術者として配置して いたほか、不適格者を営業所の専任技術者等とし て配置していたことが建設業法第28条第1項本 及び同項第2号に該当するとして、近畿地方整備局 より指示処分及び22日間の営業停止処分を受け た。	富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知 県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈 良県、和歌山県、滋賀県
13	関電ブラント株式会社	大阪府大阪市	7年7月4日	から (3ヶ月)	7年10月3日	別表第2第13号	建設業法違反行為	当該業者は、施工管理技術検定試験に係る実務 経験において不正を行い、実務経験を充足しない者が 資格を取得していたことが判明したため、国土交通大 臣より技術検定の合格取消が行われた。当該取消を 受け、建設業法第 3 1 条に基づ級者を被以近差 果、不適格者を営業所の専任技術者として配置して いたほか、不適格者を営業所の専任技術者等とし て配置していたことが建設業法別 2 8 条第 1 5 元 及び同項第 2 号に該当するとして、近畿地方整備局 より指示処分及び 2 2 日間の営業停止処分を受け た。	富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知 県、三重県
12	日精(株)	東京都港区	7年6月20日	から (2ヶ月)	7年8月19日	別表第2第5号	独占禁止法違反行為	当該業者は、公正取引委員会により、 建設事業者が発注する特定地下式PS 工事において、独占禁止法第3条(不当 な取引制限の禁止)の規定に違反する行 為を行っていた違反事業者、排除措置命 令及び課徴金納付命令の対象事業者とし て公表された。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、 群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨 川県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
11	住友重機械搬送システム(株)	東京都品川区	7年6月20日	から (2ヶ月)	7年8月19日	別表第2第5号	独占禁止法違反行為	当該業者は、公正取引委員会により、 建設事業者が発注する特定地下式PS 工事において、独占禁止法第3条(不当 な取引制限の禁止)の規定に違反する行 為を行っていた違反事業者、排除措置命 令及び課徴金納付命令の対象事業者とし て公表された。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県・千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、破井県、岐阜県、愛良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
10	IHI運搬機械(株)	東京都中央区	7年6月20日	から (2ヶ月)	7年8月19日	別表第2第5号	独占禁止法違反行為	当該業者は、公正取引委員会により、 建設事業者が発注する特定地下式PS 工事および特定エレベーター方式PS設置 工事において、独占禁止法第3条(不当 な取引制限の禁止)の規定に達反する行 為を行っていた違反事業者、排除措置命 令及び課徴金納付命令の対象事業者とし て公表された。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、破井県、岐阜県、愛東県、王重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
9	新明和工業(株)	兵庫県宝塚市	7年6月20日	から (2ヶ月)	7年8月19日	別表第2第5号	独占禁止法違反行為	当該業者は、公正取引委員会により、 建設事業者が発注する特定エレベーター方 式PS設置工事において、独占禁止法第 3条(不当な取引制限の禁止)の規定に 違反する行為を行うていた違反事業者 排 除措置命令及び課徴金納付命令の対象 事業者として公表された。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
8	フジパスク(株)	東京都世田谷区	7年6月20日	から (4ヶ月)	7年10月19日	別表第2第5号	独占禁止法違反行為	当該業者は、公正取引委員会により、 建設事業者が発注する特定地下式PS 工事において、独占禁止法第3条(不当 な取引制限の禁止)の規定に違反する行 為を行っていた違反事業者、排除措置命 令及び課徴金納付命令の対象事業者とし て公表された。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、 群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

	別記様式3	令相 / 年度 指名停止等の連用状況一覧表							
番号	業者名	本社所在地	指名停止期間	措置要領適用条項	該当事項	指名停止の理由	指名停止地域		
7	(株)山龍	長崎県佐世保市	7年6月13日 から 7年9月12日 (3ヶ月)	別表第2第10号	公契約関係競売等妨害又は談合	当該業者は、長崎県佐々町が発注した 指名競争入札をめぐり、(株) 堀内組の 使用人 (1名)とともに公契約関係競売 入札妨害の容疑で長崎県警察に逮捕さ れ、同罪で長崎地方検察庁から起訴され た。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県		
6	(株)春本工業	長崎県佐世保市	7年6月13日 から 7年9月12日 (3ヶ月)	別表第2第10号	公契約関係競売等妨害又 は談合	当該業者は、長崎県佐々町が発注した 指名競争入札をめぐり、(株) 堀内組の 使用人(1名)とともに公契約関係競売 入札妨害の容疑で長崎県警察に逮捕さ れ、同罪で長崎地方検察庁から起訴され た。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県		
5	(株)佐電工	佐賀県佐賀市	7年4月30日 から 7年6月29日 (2ヶ月)	別表第2第8号(イ)	公契約関係競売等妨害又 は談合	本件は、佐賀県多久市が発注した照明 設備改修工事をめぐり、当該事業者の営 業本部副本部長が、公契約関係競売入 札妨害の容疑で令和7年2月18日、佐 賀県警に逮捕されたものである。 また、3月11日に佐賀簡易裁判所か ら罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定 した。	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県		
4	丸和工業(株)	埼玉県北本市	7年4月25日 から 7年5月8日 (2 週間)	別表第1第8号		当該業者は、令和5年9月2日、茨城県猿島郡五霞町における倉庫・事務所増築工事において、労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じず、労働者が2階床面の開口部から転落し死亡する工事関係者事故を発生させた。この件について、同社及び同社使用人は、令和6年11月12日、労働安全衛生法違反により古河簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。	東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千 葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、 長野県、新潟県		
3	日新興業(株)	大阪府大阪市	7年4月25日 から 7年6月5日 (6週間)	別表第2第13号	建設業法違反行為	当該事業者は、建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結していた。このことが建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、建設業許可部局である近畿地方整備局長より、監督処分(営業停止10日間)を受けた。	京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県		
2	鹿島道路(株)	東京都文京区	7年4月11日 から 7年7月10日 (3ヶ月)	別表第2第15号	不正又は不誠実な行為	当該業者は、北陸・中部・近畿・中国・ 九州地方整備局発注の工事において、過 失による粗雑工事を行っていたことや、他社 が受注した関東・北陸・中部・近畿・中国・ 九州地方整備局発注の工事において、契 約図書や当該受注者の指定と異なるアス ファルト合材の出荷や事実と異なる出荷伝 票が、社内において容認されていたことなどが 発覚した。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、益井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県		
1	(株)NIPPO	東京都中央区	7年4月11日 から 7年7月18日 (10週間+1ヵ月)	別表第2第15号	不正又は不誠実な行為		県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、 群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨 県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石 川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌 山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、		